

PCB廃棄物早期処理促進に向けた 国の取組について

平成29年7月
環境省廃棄物規制課

周知・広報の取組について①

○関係省庁から、業界団体961団体に対して、PCB廃棄物の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について、文書を発出。

○チラシ22万部(A4表裏)及びポスター約2万部(A2表)を印刷、都道府県市、関係省庁及び関係業界団体による共同配布・掲示。

○PCB早期処理情報サイトに、適正な処分の必要性や手続きについて説明した動画を公開【6月26日(月)】

○新聞紙面を活用した周知

- ・全国紙(日経新聞)に政府広報による突き出し広告【3月26日(日)】
- ・業界紙(日刊工業新聞)への全段広告【3月31日(金)】
(・地方紙(中国・四国・九州地方)全段広告【3月31日(金)】)

○テレビ等における周知

- ・政府広報テレビ番組(BS日本(日テレ))【5月21日(日)放送】
(・地方テレビ番組(南海放送(愛媛県))【5月18日(木)放送】)
(・地方ラジオニュース(RNB南海放送)【5月26日(金)放送】)



チラシ・ポスターの例

周知・広報の取組について②

○経済産業省、環境省及びJESCOによる説明会を、全国30か所で開催。
（豊田事業エリアでは静岡市（9/29）、名古屋市（11/10）で開催）

○説明内容：

- ①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進について（環境省）
- ②電気事業法関連省令等の改正による高濃度PCB含有電気工作物の早期処理促進について（経済産業省）
- ③高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について（JESCO）
- ④課電自然循環洗浄実施手順書について（経済産業省）

○開催都市：

札幌市、秋田市、仙台市、新潟市、さいたま市、東京23区内、横浜市、静岡市、名古屋市、金沢市、大阪市、京都市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、徳島市、高知市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

政府の率先実行の取組状況

<取組みの状況>

- 各省庁実行計画について、概ね全ての省庁が実行計画を策定・公表済(3月末時点)
- 高濃度PCB 廃棄物については、早期の処理委託を実施する方針
- 処理の状況については、各省庁において毎年度公表
- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについては、各省庁とも既に概ね処理を終了している状況にあるが、処分期間の末日を前にした最終的な確認について、平成29年度中の早期に終了するよう、各省庁で取組を進めている。

<今後の方針>

- 政府全体として、関係省庁連絡会議で進捗の確認等を行いつつ、使用製品の廃棄や廃棄物の処分委託の進捗を含め、実行計画の実施状況について定期的に取りまとめ公表していく。
- 北九州事業エリアの高濃度PCB を含有する変圧器・コンデンサーについては、平成29年度秋頃に取り組状況に関して一定の取りまとめを行う
- 政府が率先して早期に処分委託を進めるとの基本計画の趣旨に鑑み、各省庁で実施している最終的な確認を含め、期限内の処理委託の完了を関係省庁で確認することを目標とし、取組を進めていく。

環境省地方環境事務所における体制強化について

- PCB廃棄物の保管事業者がJESCOに処分を委託しなければならない処分期間のうち、**北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにおいては平成29年度末まで、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器及び汚染物等においては平成32年度末まで**と目前に迫っており、国としてもPCB廃棄物・PCB使用製品の保管・所有事業者への指導及び都道府縣市への助言等を行うことのできる十分な体制を整備するため、以下のとおり任期付職員を募集。
- これに加えて九州地方環境事務所(福岡市)に1名担当職員を増員し、北九州事業エリア全体を担当。
- また、**全地方環境事務所**において、既存職員が兼任でPCB業務を担当。
- 今後も体制増強に努める。

地方環境事務所	職位	定員
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	1
近畿地方環境事務所(大阪市)	補佐(PCB担当)	1
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)及びPCB処理対策専門官	3
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	4

従事する業務

- 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握する調査(掘り起こし調査)、処分の促進等に関する専門的・技術的視点からの助言又は勧告
- 事業者や関係省庁地方機関、環境省本省との調整
- 国自ら事務(報告徴収、立入検査、改善命令、行政代執行等)を執行する際の調整
- 掘り起こし調査、処分の促進等に関する進捗の加速化が必要な都道府縣市への助言、勧告、是正の指示 等
- その他、必要に応じて廃棄物・リサイクル対策課が所管する業務

主な応募要件

- 以下のいずれかの資格・業務に従事した経験を有すること
- (a)第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - (b)電気主任技術者
 - (c)電気設備の保守点検の業務
 - (d)PCB使用製品の製造等に関する業務
 - (e)行政機関におけるPCB又は電気保安に係る業務
 - (f)行政機関における行政代執行等に係る業務

平成29年度PCB関連予算等の概要

事業名	基本計画における取組	事業内容
PCB廃棄物適正処理対策推進事業 142,355千円（150,000千円） （平成28年度第2次補正予算 198,000千円）	早期かつ確実な期限内 処理完了に向けた処理 促進 微量PCB汚染廃電気機 器等の処理	処分期間は逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行 に向けた早急な取組を実施 ● 地方自治体が実施する未届けのPCB廃棄物等の掘り起こし調査 の効率化・加速化の実施及び早期処理体制の構築 ● 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、 これを公開することにより、調査の進捗状況を管理 ● 使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所 有者の関係機関との連携体制を構築 微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進 ● 無害化処理技術の評価及び無害化認定施設の認定 ● 合理的かつ効率的な処理方策の検討
PCB廃棄物対策推進費補助金 1,100,000千円（1,000,000千円）	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	● 費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を 軽減 ● 行政代執行の支援のための基金を創設
PCB廃棄物処理のための拠点的施設整 備事業 1,700,000千円（1,700,000千円）	JESCOにおける安全を 第一とした適正かつ確実 な処理	拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助 ● 処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を 行うための設備の改造 ● 新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等 を防止するために点検・補修
PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状 回復事業 3,000,000千円（3,000,000千円）	処理完了後のJESCO の事業終了のための準 備	● 将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、 JESCOに出資
LED照明導入促進事業 2,000,000千円の内数（新）	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	● PCB使用照明器具のLED化に対する補助により、PCB廃棄物の 期限内早期処理とCO2削減の同時達成
日本政策金融公庫における貸付制度 -PCB廃棄物の処理に係る運転資金制度	PCB廃棄物の確実かつ 適正な処理	● 高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物の保管、運搬、処分に 係る長期運転資金貸付



PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成29年度予算142百万円(150百万円)
(平成28年度第2次補正予算 198百万円)

背景・目的

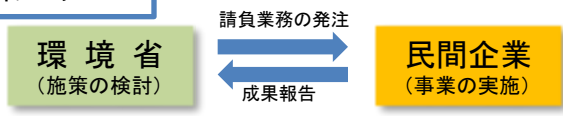
- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
 - 地元と約束した期限を確実に達成するため、本年5月に改正PCB特措法が公布され、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
 - 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、**北九州事業エリアでは平成29年度末に終期を迎えるという逼迫した状況**
 - 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査を早急に完了しなければならない
- 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早く行い、未処理事業者への早期処理実施の指導が必要だが、調査対象が86万事業場にのぼり、地方自治体の負担が膨大なことから、調査の効率化に向けた支援策が不可欠
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

事業概要

- 地方自治体が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取組み
- 地方自治体や掘り起こし調査対象事業者からの調査実施に係る相談に対応するための専門家を派遣し、現場に出張して直接支援を行い、調査の効率化・早期化を図る
 - 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これをインターネット等で公開することにより、調査の進捗状況を管理
 - 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
 - あらゆる広報の活用及び重点的な周知徹底により保管事業者等に対して早期処理の促進を図る
 - 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための体制を構築する
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進
- 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る

事業目的・概要等

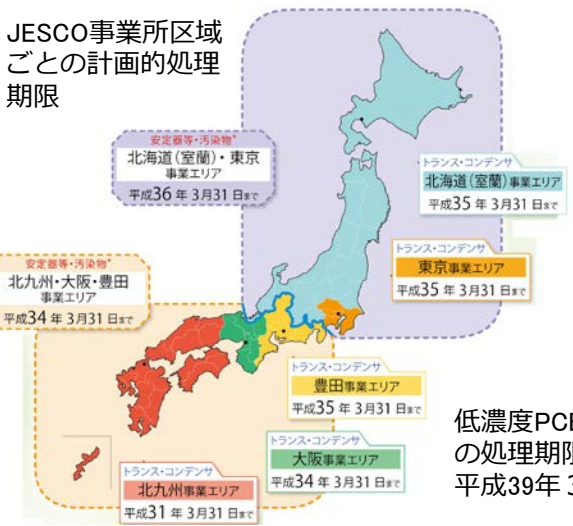
事業スキーム



期待される効果

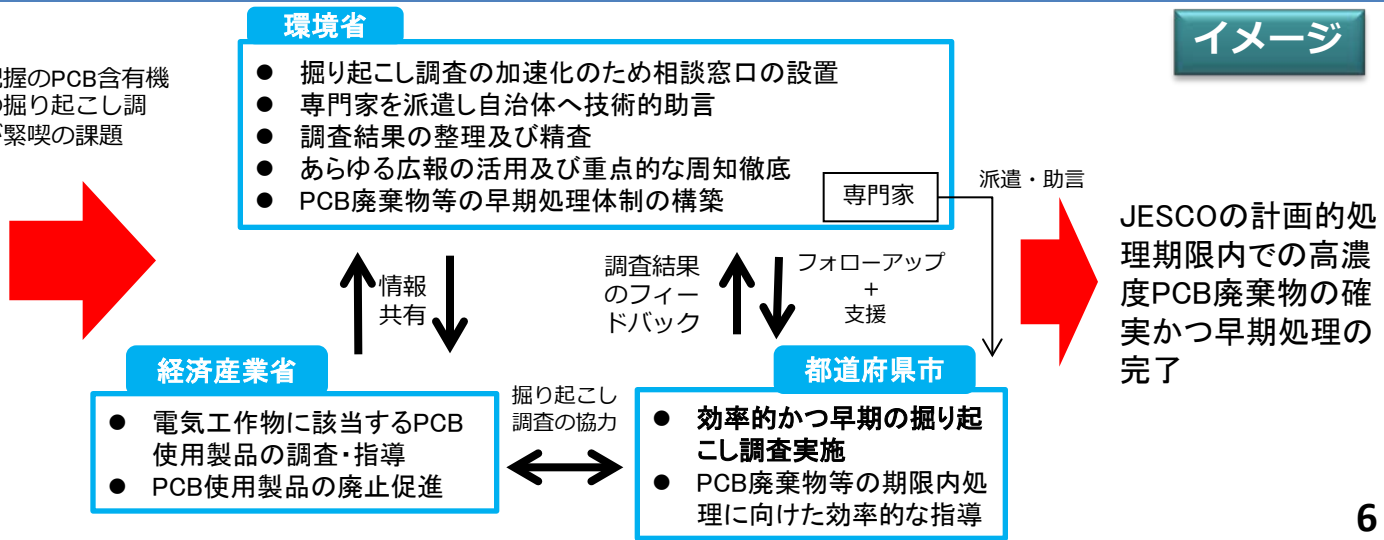
- 地方自治体の行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



低濃度PCB廃棄物の処理期限：
平成39年3月31日

未把握のPCB含有機
器の掘り起こし調
査が緊喫の課題



イメージ

- 平成29年5月から、（財）産業廃棄物処理振興財団において、以下の支援業務を開始。
 1. PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
 - ・都道府県市からのPCB廃棄物に関する日常の問い合わせ等に対応する専用窓口を設置。
 - ・都道府県市は、事業者専用窓口を案内することも可能。
 2. 都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援
 - ・都道府県市が行う掘り起こし調査（アンケート）を行う際の事業者からの問い合わせ、記入指導を行う専用窓口を設置。
 3. 都道府県市が実施する現地調査／立入検査に対する支援
 - ・都道府県市が行う現地調査／立入検査に同行し、PCB廃棄物の判別方法等の技術的助言。
 4. 自治体担当者向け説明会の開催による支援
 - ・現地調査／立入検査等の実施手順、PCB廃棄物の判別方法の説明会を実施。
 5. 事業者向け説明会に対する支援
 - ・都道府県市が行う説明会に講師を派遣。



背景・目的

- 国の主導のもと中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用し、全国5箇所の拠点的広域処理施設においてPCB廃棄物を処理
 - JESCOの処理施設は施設立地条件等により化学処理方式となっており、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額
 - 中小事業者等のPCB廃棄物保管事業者は資力に乏しいため、これらの事業者が保有するPCB廃棄物の処理をスムーズに進めることは困難
 - 排出事業者が存在しない又は資力不足の場合等、PCB廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に適正に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物が一定数存在
 - 平成28年4月改正のPCB特措法において処理期限内に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物に対して都道府県市が行政代執行できるよう規定しているが原因者から代執行費用を徴収できない場合の都道府県市への支援が必要
- PCB廃棄物処理基金を造成し、費用負担能力が小さい中小事業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減し、中小事業者等の保有するPCB廃棄物の円滑な処理を促進するとともに都道府県市の行政代執行を支援

事業概要

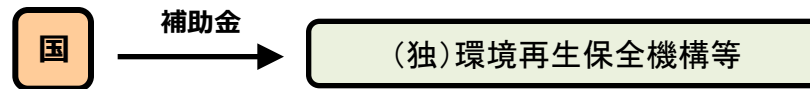
- 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を(独)環境再生保全機構に造成
- 中小事業者等がPCB廃棄物を処分業者(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)に処分委託する際にその処理費用を軽減する補助の積立
- PCB廃棄物の処理が安全かつ確実に実行されることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助
- 行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援費用をPCB使用製品製造者と協調して積立

事業目的・概要等

期待される効果

- 費用負担能力が小さい事業者の処理促進
- PCB廃棄物の円滑な処理及び確実な早期処理の推進
- 都道府県市の円滑な行政代執行の施行

事業スキーム



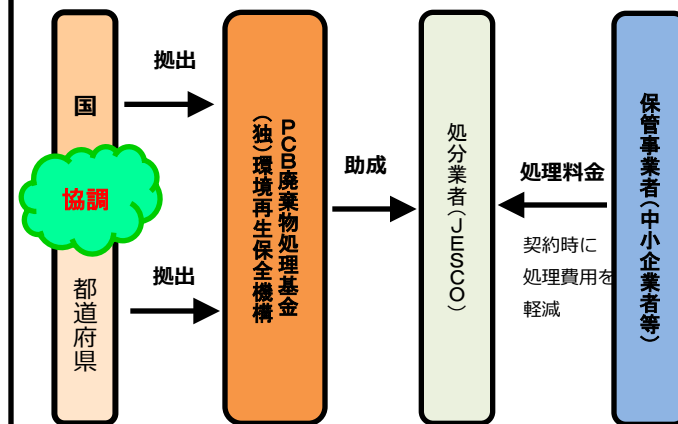
イメージ

助成実績

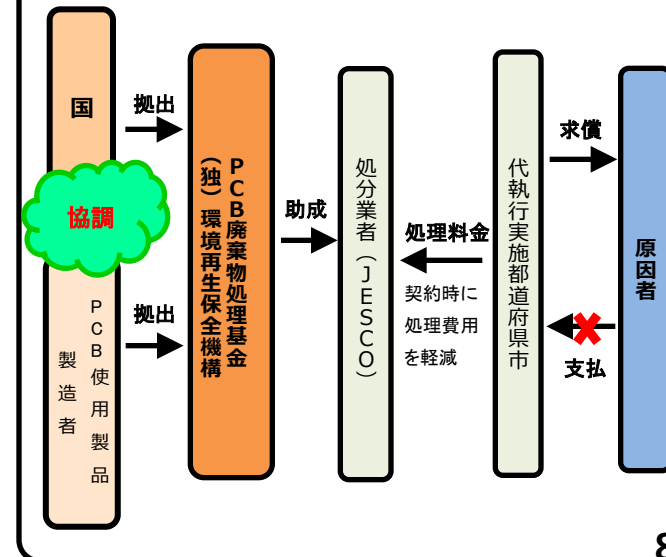
	助成台数	助成金額 (百万円)
H17~19	1,984	374
H20	3,994	701
H21	6,317	1,160
H22	7,684	1,464
H23	9,212	1,716
H24	12,528	2,447
H25	10,577	2,292
H26	9,507	2,144
H27	8,898	2,140

→処理の本格化に伴い、確実に処理を実施

基金による中小事業者助成の流れ



基金による行政代執行支援の流れ





背景・目的

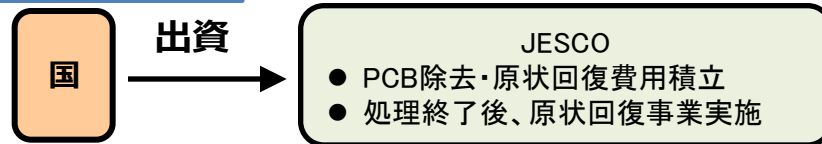
- PCB特措法(平成13年施行)に基づき、国が中心となってPCB廃棄物処理施設を整備
 - 日本環境安全事業株式会社(JESCO、政府100%出資。現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組)を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手
 - PCB廃棄物処理基本計画により、JESCOでの計画的処理完了期限を規定
 - JESCOでの処理完了後、事業終了準備期間内に速やかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするために、原状回復を行うことが必要
- 処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、JESCOにおいては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

事業概要

- JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

- PCB廃棄物処理に係るJESCOの財務基盤を強化し、地域住民の安心を確保した早期処理を実施。
- 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施。

イメージ

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明(最初の北九州では100回以上の説明会)を行い、処理施設を整備。
- トランス・コンデンサについて、北九州(H16)、大阪(H18)、豊田(H17)、東京(H17)、北海道(室蘭)(H20)事業所を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州(H21)、北海道(室蘭)(H25)事業所に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道(室蘭)事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自ら資金調達して整備。**

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までとされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、速やかなPCB除去・原状回復が求められている。
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費(国費)は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



**将来の適正かつ速やかな
PCB除去・原状回復を確実にす
るため、JESCOに出資**



背景・目的

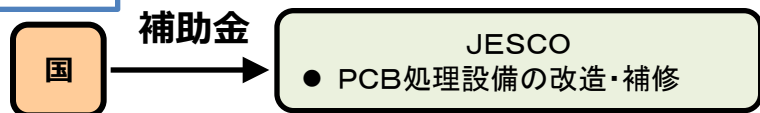
- PCB特措法(平成13年施行)に基づき、国が中心となって施設整備を実施。(PCB廃棄物処理基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営を中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用して行うことを明記)
 - 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、JESCOの処理期限を延長
 - 地元自治体からは、JESCO処理期限延長の受入条件として、JESCOに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている
- JESCOのPCB処理施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実に行うことにより、地域の安心、安全を確保する必要がある。

事業概要

- 処理促進のための改造
比較的早期に処理が終わる見込みのPCB含有機器の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。
また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。
- 補修又は更新
操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

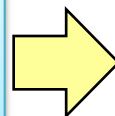
- PCB処理施設の健全性の確保
- 地域住民に対する安全・安心な処理の確保

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

イメージ

- PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了する必要がある。

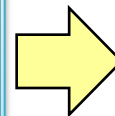
【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。
【基本計画抜粋】
○JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制
各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。



- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る

- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実に行うこと。
【JESCOの取組】
今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実にやっていく。
【基本計画抜粋】
○国の取組: JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う



背景・目的

- 各地域において低炭素化を進めるためには、照明のLEDを推進することが効果的であるが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED照明の導入が進みにくいケースがある。
- これらの状況を踏まえ、小規模地方公共団体や商店街の街路灯等のLED照明導入の支援を行い、地域一体となった低炭素社会の実現を推進する。
- また、昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するPCB使用照明器具をLED照明に交換し、適正処理することでCO2削減効果が見込まれる。PCB使用照明器具は、期限内に適正処理する必要があるが、交換に必要な買い替え費用等がその障害となっている。
- 本事業では、地域におけるLED照明の導入促進を図るとともに、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することでPCB早期処理を促進するとともに、CO2の削減を図り低炭素化社会の実現を推進する。
- 以上の取り組みによりLED等の高効率照明を2030年までにストックで100%普及を目指す。

事業概要

1. 地域におけるLED照明導入促進事業

小規模地方公共団体(人口25万人未満)の地域を対象に、以下のLED照明導入事業を支援する。

(1) 街路灯等のLED照明導入促進事業

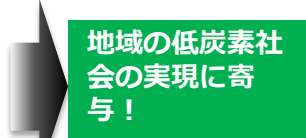
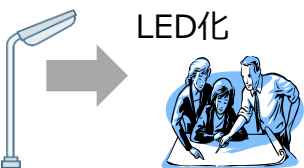
地域内の街路灯等をリース方式の活用によりLED照明に更新するために必要な計画策定費用及び計画に基づくLED照明の取付け工事費用を支援する。

(2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業

商店街の街路灯等(屋外照明)をリース方式の活用によりLED照明に更新するために必要な取付け工事費用を支援する。

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

PCB使用照明器具をLED一体型器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、LED一体型器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。



地域の低炭素社会の実現に寄与！

1. 地域におけるLED照明導入促進事業



(1) 街路灯等のLED照明導入促進事業

① LED照明導入調査事業(調査及び計画策定費用)

補助対象：小規模地方公共団体

補助率：3/4又は定額(上限600万円又は800万円)

② LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象：民間事業者

補助率：1/3~1/5(上限1200万円~2000万円)

※補助率は地方公共団体の規模に応じる。

(2) 商店街における街路灯等のLED照明導入促進事業

LED照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象：民間事業者

補助率：1/3(上限500万円)

事業実施期間：平成28年度~

2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業



補助対象：民間事業者

補助率：1/2

事業実施期間：平成29年度~平成31年度

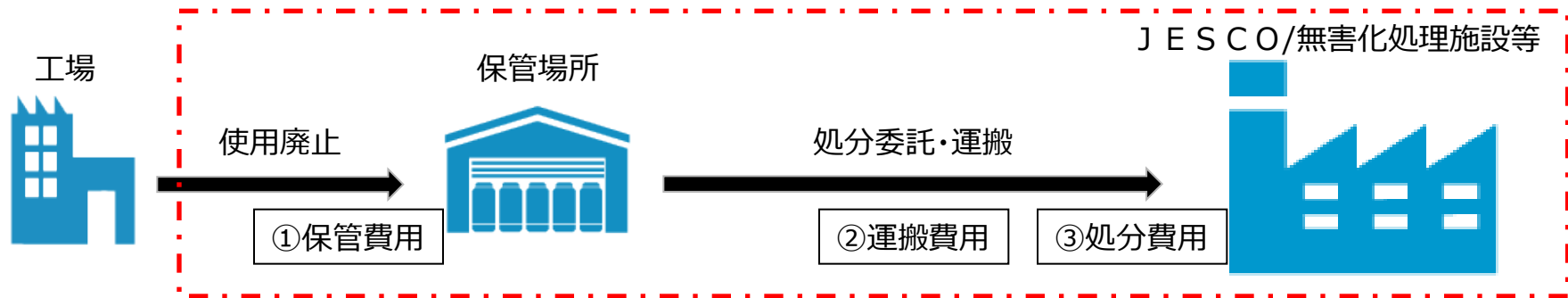
期待される効果

- LEDの高い省エネ性によるCO2排出量の削減により国の定める削減目標の達成(高効率照明の導入をほぼ100%)に寄与
- 地域で軽減した光熱費等を活用した更なる環境施策・対策の展開
- PCB廃棄物の期限内早期処理とCO2削減の同時達成

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 貸付対象： ※地方公共団体、独立行政法人は本補助金の対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 補助金交付団体：一般社団法人環境技術普及促進協会
(http://www.eta.or.jp/offering/17_1_1led/170424.php)
- 二次公募実施中（7月19日（水）～8月23日（水）12時まで）

日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
低濃度PCB：基準利率 1.21%～